

未熟児養育医療給付制度のご案内

未熟児養育医療給付制度（養育医療）とは

未熟児で生まれた赤ちゃんの入院医療費が助成される制度です。

横浜市に住所がある未熟児で、「指定養育医療機関」に入院して養育を受けるお子さんが対象です。横浜市外の指定医療機関に入院した場合でも、養育医療が受けられます。

- 未熟児とは…身体の発育が未熟なまま生まれた0歳の赤ちゃんです。生まれた時の体重が 2,000 グラム以下や早産で生まれた(在胎週数 37 週未満)、または未熟性に伴う一定の症状があるなど、生まれたての赤ちゃんに必要な身体の機能がまだ十分に備わっていない場合が該当します。
- 指定養育医療機関…地方自治体に指定された、未熟児養育医療を取り扱うことのできる病院等です。養育医療給付を受けるためには、未熟児が、指定養育医療機関に入院していることが要件になります。

申請手続き

お子さんの住所がある区の区役所こども家庭支援課へ来庁または郵送で、必要な書類を提出してください。横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」からも申請できます。

パマトコ <https://pamatoco.city.yokohama.lg.jp/ctz/pamatoco-introduction>

横浜市在住のお子さんが入院した医療機関が市外でも、申請先は住所地の横浜市になります。

申請に必要な用紙(下記①②③)は横浜市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

区役所こども家庭支援課窓口でもお渡ししています。(裏面参照)

申請に必要な書類

2人以上のお子さんの申請をする場合は、**お子さん1人ずつ**、申請書と添付書類をご用意ください。転院があった場合は、**お子さん1人ずつ**、**医療機関ごと**に申請書と添付書類をご用意ください。

必要な書類		備考
①	養育医療給付(新規・継続)申請書(第1号様式)	◆記入もれのないよう正確にご記入ください。
②	養育医療意見書(第2号様式) (※「パマトコ」で申請する場合も必要です。)	◆入院した指定養育医療機関の医師が記入します。 ◆転院による継続申請には転院先の医療機関の医師が記入した養育医療意見書が必要です。
③	世帯調書(第3号様式)	◆別居の保護者(単身赴任等)も含め、お子さんと同一生計の成人のご家族 全員(父母、祖父母、18歳以上の兄・姉)を記入してください。
④	お子さん本人の健康保険の資格情報が確認できる次の書類A・B・Cのいずれか (※「パマトコ」で申請する場合も必要です。) A. マイナポータルで表示される「医療保険の資格情報」を印刷したもの B. 「資格確認書」の写し C. 「資格情報のお知らせ」の写し	◆保護者の健康保険情報ではなく、お子さん本人の加入が完了し、健康保険が使えるようになってから申請してください。 ◆お子さんが生まれてから申請するまでの間に健康保険が変わった場合は、変更前の資格情報書類も必要になります。
⑤	「世帯調書」に記入の住所が国外の方のみ (1) 1月1日に国外居住であったことを証明する書類(国外転出が確認できる戸籍の附票や、勤務先が発行する国外勤務証明書) (2) 前年1月から12月までの収入額を確認できる給与支払額証明書など	◆お子さんの扶養義務者が国外に居住または国外から転入された場合のみ必要になります。
⑥	窓口に来る方の本人確認書類	顔写真入り公的証明書1種類 または顔写真なしの公的証明書2種類

助成される期間

養育医療の助成を受けられる期間は、医師が必要と認めた診療予定期間の範囲内で決定され、最長で1歳の誕生日の前々日までです。ただし、有効期間内であっても、退院した場合や横浜市外へ住所が移った場合は、その時点で養育医療券の利用は終了します。

入院中にお子さんの住所が横浜市外へ移った時は、転出先の自治体で新たに養育医療の申請をして、養育医療券の交付を受けてください。

他の指定養育医療機関に転院した時は、転院先の医療機関の医師が作成した養育医療意見書を添えて、養育医療の継続申請をしてください。

助成される費用と保護者の自己負担

指定養育医療機関に入院している間にかかる医療費のうち、保険診療分の医療費にかかる保険自己負担分(2割負担)及び、入院中のミルク代が助成対象となります。

養育医療では、保護者の所得に応じた自己負担分が定められています。ただし、小児医療費助成制度を適用することで、養育医療における自己負担分は小児医療費助成から支払われるため、保護者の実質的な負担は原則ありません。なお、小児医療費助成制度が保護者に代わって負担する助成額を決定するため、ご家族の所得を確認する必要があります。このため、所得の調査への同意等をお願いします。

次の場合は養育医療の対象となりません。

- ・未熟児に該当しない場合
- ・指定養育医療機関以外に入院している場合
- ・一度退院してから再入院した場合や、退院後に通院で治療を受けている場合
- ・保険適用外の費用(おむつ代等) →医療機関から別途請求があります。

※ 養育医療では、すでに支払った費用についての払い戻しを受けることはできません。養育医療券が届く前に退院が見込まれる場合や医療機関から請求があった場合は、「養育医療を申請中」であることを伝え、精算の時期等について、医療機関にご相談ください。

申請窓口・お問い合わせ先

お子さんの住所がある区の区役所こども家庭支援課 (市外局番は 045)

受付時間:午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

(12月29日~1月3日の年末年始および祝日を除く月曜から金曜まで)

	電話番号	FAX 番号		電話番号	FAX 番号
青葉区役所	978-2459	978-2422	瀬谷区役所	367-5760	367-2943
旭区役所	954-6122	951-4683	都筑区役所	948-2320	948-2309
泉区役所	800-2418	800-2513	鶴見区役所	510-1797	510-1887
磯子区役所	750-2415	750-2540	戸塚区役所	866-8466	866-8473
神奈川区役所	411-7112	321-8820	中区役所	224-8172	224-8159
金沢区役所	788-7785	788-7794	西区役所	320-8468	322-9875
港南区役所	847-8410	842-0813	保土ヶ谷区役所	334-6297	334-6393
港北区役所	540-2340	540-2426	緑区役所	930-2332	930-2435
栄区役所	894-8410	894-8406	南区役所	341-1148	341-1145
			横浜市役所健康福祉局医療援助課	671-4115	664-0403